

令和5年5月定例教育委員会 会議録

5月定例教育委員会を令和5年5月31日（水）午前10時 市役所401会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 奥村康祐 委員 小倉志保 委員 木澤和子
委員 渡邊智治

事務局 長谷川教育部長 小幡子ども・子育て監

【学校教育課】 大黒課長 野口指導主事 酒井指導主事

【文化スポーツ課】 坂野課長

【歴史まちづくり課】 加藤課長

【子ども未来課】 上原課長

記録者 学校教育課 山田

傍聴者 0名

◆次第

1 開会

2 教育長報告

(前回会議録の承認)

3 付議事件の審議

第5号議案 犬山市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

第6号議案 犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員の委嘱について

第7号議案 犬山市学校食育推進委員会委員の委嘱について

第8号議案 犬山市教育支援委員会委員の委嘱について

第9号議案 犬山市特別支援教育連絡協議会委員の委嘱について

第10号議案 犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について

第11号議案 犬山市 ICT 活用教育研究委員会委員の委嘱について

第12号議案 犬山市立幼稚園条例施行規則の一部改正について

第13号議案 犬山市立保育園条例施行規則及び犬山市立認定こども園条例施行規則の一部改正について

第14号議案 犬山市文化財保護条例施行規則の一部改正について

第15号議案 史跡東之宮古墳整備委員会規則の一部改正について

第16号議案 犬山市歴史まちづくり協議会委員の委嘱について

第17号議案 犬山市スポーツ推進委員の委嘱について

4 通信及び請願

5 協議・連絡

(1) 後援名義使用承認に関する報告

- (2) 学校健診情報の分析について
 - (3) 6月・7月行事予定表について
 - (4) 令和5年度学校四役等一覧表について
 - (5) 議会の議決を経るべき事件
 - (6) 犬山南小学校改修工事の工期について
 - (7) いじめ防止に向けて
- 6 自由討議
- 7 その他
- 8 閉会

◆議事内容

	開 会
教 育 長:	ただ今より5月定例教育委員会を開催します。
	教育長報告
教 育 長:	<p>皆さんおはようございます。定例教育委員会へのご出席ありがとうございます。</p> <p>コロナはもう随分、落ち着きを見せてきました。5月8日から5類相当への引き下げが行われ、一気にコロナ前の状況に戻りつつあるかなと感じているところです。おかげさまで修学旅行、あるいは自然教室といった宿泊行事も順調に進められています。ただ台風がやってきそうで、一部の学校の自然教室に影響が出ないといいかと心配しております。学校訪問も、今週の月曜日にあった犬山北小学校を皮切りに、順次6月末まで約半数の学校で一斉に行うこととなります。委員の皆様方にはご出席をいただける日に出席いただくということでお願いを申し上げます。長谷川部長と私は、6月議会前の定例記者会見のため、前回の犬山北小学校の学校訪問は出席できませんでした。6月2日からまた市議会がスタートしますので、出られる学校と出られない学校がありますが、ご了承いただきたいと思っております。</p> <p>年度の始まりで、附属機関としての様々な委員会が動き出しております。本日の会議も委員の委嘱や規則の改正など盛りだくさんの内容がありますので、できる限りテンポよく会議を進めたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、付議事件の審議に入ります。</p>
	第5号議案
教 育 長:	第5号議案「犬山市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」、事務局お願いします。
坂野課長:	犬山市公民館運営審議会招集手順等を改正するため、第9条第1項にただし書きを追加します。また同様な条例及び規則と表現を統一するため、字句の修正を行います
教 育 長:	ご意見ご質問ありますか。

	では、第5号議案「犬山市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第6号議案の審議に入ります。
	第6号議案
教育長:	第6号議案「犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員の委嘱について」、事務局お願いします。
坂野課長:	5名の方に委員をお願いします。この委員会は、教育委員会の諮問に応じて補助金の交付対象となる事業の選定に関する事項を審査します。任期は令和5年6月15日から令和6年3月31日で、女性の比率は40%です。
教育長:	ご意見ご質問おありでしょうか。 では、第6号議案「犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第7号議案の審議に入ります。
	第7号議案
教育長:	第7号議案「犬山市学校食育推進委員会委員の委嘱について」、事務局お願いします。
大黒課長:	この委員会は、犬山市立小中学校における食育の推進並びに学校給食の運営及び管理に関する事項について審議するために設置するもので、委員は20名以内です。任期は委嘱の日から令和6年3月31日までで、医師会代表や学識経験者など11名を予定しています。なお女性の比率は45.5%です。
教育長:	新規の方が7名、継続の方が4名ということで、ほぼ顔ぶれが入れ替わっている状況です。新規を多く感じてしまいますが、役職で入っている方が多いので年度が変わって代わられたということです。 ご意見ご質問ありますか。 では、第7号議案「犬山市学校食育推進委員会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第8号議案の審議に入ります。
	第8号議案
教育長:	第8号議案「犬山市教育支援委員会委員の委嘱について」、事務局お願いします。
大黒課長:	この委員会は、市内に在住する障害児のうち15歳未満の方の適正な就学を継続して図るため必要な事項について協議や調査をするために

	設置するもので、委員は15名以内です。委嘱期間は令和6年3月31日までで、医師及び学識経験者を始め13名を予定しています。皆様昨年から継続いただいている方で、女性の比率も変更なく46.2%です。
教育長:	ご意見ご質問ありますか。 では、第8号議案「犬山市教育支援委員会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第9号議案の審議に入ります。
教育長:	第9号議案
教育長:	第9号議案「犬山市特別支援教育連絡協議会委員の委嘱について」、事務局お願いします。
大黒課長:	この協議会は、犬山市立幼稚園や市立小中学校において学習障害、注意欠陥等を有するお子さんの需要に応じた教育的支援を図るため、関係団体が必要な事項について協議や調査をするため設置するものです。委員は20名以内、委嘱の期間は令和6年3月31日までです。委員には学識経験者、学校関係者等18名を予定しています。昨年から継続の方が14名、新規の方が4名で、女性の比率は44.4%です。
教育長:	ご意見ご質問ありますか。 では、第9号議案「犬山市特別支援教育連絡協議会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第10号議案の審議に入ります。
教育長:	第10号議案
教育長:	第10号議案「犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について」、事務局お願いします。
大黒課長:	この協議会は、市内の通学路における児童生徒の交通安全、また防犯防災上の安全を確保するために必要な事項について協議や調査研究をするために設置するもので、委員は14名以内、委嘱期間は令和6年3月31日までです。委員には犬山市小中学校PTA連合会会長を始め13名を予定しています。それぞれ所属等で委嘱させていただきますので、継続の方が6名、新規の方が7名となります。女性の比率については昨年は7.7%でしたが、今年は15.4%です。また、中部大学の磯部教授に引き続きアドバイザーをお願いする予定です。
教育長:	ご意見ご質問ありますか。 では、第10号議案「犬山市通学路安全対策連絡協議会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第11号議案の審議に入ります。

	第 1 1 号議案
教 育 長:	第 1 1 号議案「犬山市 ICT 活用教育研究委員会委員の委嘱について」、事務局お願いします。
大黒課長:	この委員会は、犬山市立小中学校において情報通信技術を活用した教育の普遍的な広がりや教職員の指導力向上を目的に、方針の策定等を協議、審議するため設置するものです。委員は15名以内で、委嘱期間は令和6年3月31日までです。委員には学校関係者、市職員で8名を予定しており、継続の方4名、新規の方4名とさせていただきます。女性の比率は40%です。また、岐阜聖徳学園大学の玉置教授に引き続きアドバイザーをお願いする予定です。
教 育 長:	タブレットが配布され、それをどのように活用していくかということが主な協議内容になるわけですが、ご意見ご質問ありますか。 では、第11号議案「犬山市 ICT 活用教育研究委員会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第12号議案の審議に入ります。
	第 1 2 号議案
教 育 長:	第 1 2 号議案「犬山市立幼稚園条例施行規則の一部改正について」、事務局お願いします。
上原課長:	犬山幼稚園の夏休み等長期休業において預かり保育を実施するため、第10条で預かり保育の実施時間を改正します。具体的には、夏休み等長期休業期間における預かり保育の時間を午前9時から午後5時までとします。
教 育 長:	犬山では幼保一体ということで幼稚園と保育園それぞれの機能を拡大し、幼稚園で子どもを育てても保育園で育てても差が出ないように、幼稚園でも保育をやる取り組みをとっています。ご意見ご質問ありますか。 では、第12号議案「犬山市立幼稚園条例施行規則の一部改正について」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第13号議案の審議に入ります。
	第 1 3 号議案
教 育 長:	第 1 3 号議案「犬山市立保育園条例施行規則及び犬山市立認定こども園条例施行規則の一部改正について」、事務局お願いします。
上原課長:	令和5年4月の子ども家庭庁設置に伴う法律、事務の移管等に関する整理に対応するため、規則の一部を改正します。詳細については新旧対照表をご参照ください。
教 育 長:	本年度から子ども家庭庁という省庁が新しく設置されました。その関係で、今までの規則では整合性が取れなくなったため一部改正するとい

	う内容です。ご意見ご質問ありますか。 では、第13号議案「犬山市立保育園条例施行規則及び犬山市立認定こども園条例施行規則の一部改正について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第14号議案の審議に入ります。
教育長:	第14号議案
教育長:	第14号議案「犬山市文化財保護条例施行規則の一部改正について」、事務局お願いします。
加藤課長:	第4条第1項に会長及び副会長が在任しないときの会議の招集についてのただし書きを加え、教育委員会が招集するように改正します。その他、他の規則と同様の表現に統一するため文言を改めます。
教育長:	委員長がいないのに委員長が招集するというのは不都合があるので、委員長ができるまでの間、その会議の招集は教育委員会が行うという内容です。 ご意見ご質問ありますか。 では、第14号議案「犬山市文化財保護条例施行規則の一部改正について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第15号議案の審議に入ります。
教育長:	第15号議案
教育長:	第15号議案「史跡東之宮古墳整備委員会規則の一部改正について」、事務局お願いします。
加藤課長:	第4条第1項で、委員長及びその職務代理が在任しないときの会議の招集は教育委員会が行うように改正します。その他、他の規則と同様の表現に統一するため文言を改めます
教育長:	ご意見ご質問ありますか。 では、第15号議案「史跡東之宮古墳整備委員会規則の一部改正について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第16号議案の審議に入ります。
教育長:	第16号議案
教育長:	第16号議案「犬山市歴史まちづくり協議会委員の委嘱について」、事務局お願いします。
加藤課長:	この委員会は、歴史的風致維持向上計画の策定及び同計画の実施に関する事項について審議するために設置され、教育委員会が委嘱するものです。任期満了に伴い改めて委嘱するもので、委員の上限は20名以内、今回は委員13名で、そのうち11名が継続、2名が新規となります。

	会議は年1回程度を予定しています。
教育長:	ご意見ご質問ありますか。 では、第16号議案「犬山市歴史まちづくり協議会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第17号議案の審議に入ります。
教育長:	第17号議案 第17号議案「犬山市スポーツ推進委員の委嘱について」、事務局お願いします。
坂野課長:	今回委嘱する委員は2名で、継続でお願いしています。委嘱期間は令和5年6月22日から令和7年6月21日です。スポーツ推進委員は全体で21名。女性は継続で9名の方にご参加いただいていますので、割合は42.9%です。
教育長:	委員の委嘱期間は、全部一緒じゃないですか。理由は分かりますか。
坂野課長:	25名以内で委員の委嘱を行います。委員になっていただける方がいる場合は随時委嘱を行う場面が出てきますので、一律に決まった期間ではなく、その方の任期により分かれることになります。
教育長:	わかりました。一斉にスタートして一斉に終わるわけじゃない、随時委嘱をするから、2年間の任期が切れるのがばらばらということですね。 ご意見ご質問ありますか。 では、第17号議案「犬山市スポーツ推進委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
	通信及び請願
教育長:	通信及び請願はありますか。
事務局:	ありません。
	協議・連絡
教育長:	協議・連絡に移ります。 「後援名義使用承認に関する報告」について、事務局お願いします。
坂野課長:	令和5年4月12日から令和5年5月17日の期間に後援名義使用の承認をした事業は新規事業が2件、継続事業が9件です。 新規事業の1件目は、事業No.8「ラダーゲッター体験会」です。犬山市レクリエーション協会が主催で、犬山市民を対象として、生涯スポーツの普及に寄与するという目的で行います。ニュースポーツのラダーゲッターを体験していただくもので、犬山中学校の体育館で開催する予定です。 次に事業No.10「令和5年度愛知県スポーツ少年大会西尾張地区大会(バレーボール男子)」です。西尾張地区のスポーツ少年団として

	<p>登録をしている小学生の男子チームを対象として、地域のスポーツ少年団活動の活性化を図る、あるいは交流をするという目的で行う大会です。会場はエナジーサポートアリーナを予定しています。</p>
教育長:	<p>後援名義の使用許可をする項目にすべて照らし合わせたところ、適当であるということです。これについてご意見、ご質問ありますか。</p> <p>次に「学校健診情報の分析について」、事務局お願いします。</p>
大黒課長:	<p>平成30年度から一般社団法人健康・医療・教育情報評価推進機構(略称 HCEI) と連携して、お子さんの健康増進や地域における公衆衛生の向上のため、小中学校で実施した児童生徒の健診データを分析してレポートの作成を行うものです。実施状況については、令和2年はコロナで検診が遅れたため参加していませんが、令和4年度も参加しており、結果をつけてあります。今年も校内の健康診断の結果を取りまとめた後に、データを提供して進めていきたいと考えています。</p> <p>この事業自体は平成27年度から実施していますが、犬山市は平成30年度から参加しています。昨年度は136、令和5年の3月末時点で全国146の自治体が協力しています。</p>
教育長:	<p>これは京都大学の先生がやってらっしゃるものですね。既にやっていただけで数年経過しています。特に大きな問題も出ていませんし、分析については子どもたちにも還元しています。何かお聞きになりたいことはありますか。</p> <p>次に「6月・7月行事予定表について」、事務局お願いします。</p>
野口 指導主事:	<p>5月29日の犬山北小学校の学校訪問、ありがとうございました。6月1日の犬山南小学校の学校訪問も大変お世話になります。順次6月12日、19日、22日、26日と、それぞれ学校訪問を予定していますので、学校の様子をご覧くださいご助言いただけるとありがたいです。</p> <p>学校の方は既に自然教室、修学旅行等の宿泊行事も始まっており、今ちょうど行っている学校もあります。子どもたちの思い出に残る行事になるといいなと思います。また6月はたくさんの行事が計画されています。よろしく願いいたします。7月になると1日から尾北の支所大会ということで部活動の大会が始まります。7月14日に授業を終え、その後夏休みに入ります。</p> <p>また教育委員の皆様には6月27日、それから7月28日に定例教育委員会が予定されています。よろしく願いいたします。</p>
教育長:	<p>6月は学校の中で様々な行事が一番多い時期かなと思います。7月ですが、他市町と違う部分は、休み前の授業の終了が14日であること。他の市町は21日から夏休みに入るみたいです。これは前にも教育委員会で意見をいただきましたが、暑い時期に1時間以上かけて汗かくで来る子どもたちの思いを考え、この時期少しでも早めに夏休みに入れるような状況を作ってやれないかということで、教育委員会で認めたということです。犬山では14日に授業を終了し、実質的には15日土曜日か</p>

	ら、形の上では18日火曜日から夏休みに入ります。よろしいですか。 次に「令和5年度学校四役等一覧表について」、事務局お願いします。
野口 指導主事:	学校現場は順調にスタートを切っていますが、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、校務主任、事務長・主査、併せて犬山市教育委員会のスタッフについての一覧を掲載させていただきました。
教育長:	こういった方々が、令和5年度犬山市14小中学校の要所にいるということ。教育委員さんから直接電話があるとびっくりしますので、何か連絡したいことがありましたら、事前に教育委員会にご一報いただけたらと思います。よろしくお願いします。特によろしいですか。 では「議会の議決を経るべき事件」について、事務局お願いします。
	<非公開>
教育長:	では次へいきます。 「犬山南小学校改修工事の工期について」、事務局お願いします。
	<非公開>
教育長:	続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。
	「いじめ防止に向けて」 報告事案及びこれまでの継続事案のその後について説明した。 特に意見はなかった。
	自由討議
教育長:	自由討議に移ります。 学校ホリデイについてはもうご議論いただきましたが、これ以外に、来年度以降も「ラーケーションの日」というのを県は設定しようとしています。「ラーケーション」とは「ラーニング」と「バケーション」を掛け合わせた言葉です。これまでは子どもの休みに合わせて親が休み、一緒にあちこちへ学習に出かけていましたが、これからは親の休みに合わせて子どもを休ませてもいいのではないかということで、年間3日間は「ラーケーションの日」として学校を休んでも欠席扱いしないということを考えています。まだ制度設計がはっきりしないので、今年は9月以降に2日でという考え方でいるようです。 ラーケーションの日をやるなら、早めに導入してもいいかなという気がしないわけでもない。親の休みに合わせて子どもを休ませるという趣旨だけれど、学校がやっている時に休ませることは結構抵抗があります。取り掛かりとして、最初は市内一斉にこの日をラーケーションにするから親も子どもも休んで一緒に活動してくださいと、それ以降は親の休みに合わせて子どもを休ませることができるので学校に申請してくださいということでしたらどうかと思うのですが。教育委員さんのお考えはどうですか。
	○ラーケーション取得による欠課について ・欠けてしまったカリキュラムをどうするか。何か準備をしないと、い

つでも休んでいいというのは難しいのではないか。例えば、単元の5課程の中の2番目3番目を休んで、次に授業に行った時に4番目がわかるだろうか。導入自体は面白いと思うが、欠けたところの補完の仕方をどうするのが心配だ。

- ・特別そのために何かするのではなく、通常の欠席と同じように、例えば1日5時間なり6時間ある授業のノートをコピーして渡す程度ではないか。
- ・この3年間のコロナの中で、クラスで5人10人休んでいるのは通常になっている。そういう場合の学習の補完は正直足りてない部分もあるかもしれないが、文部科学省が出している個別最適化案の「誰一人として取り残さない」という仕方のタブレットとか、そういう繋がりがこの3年間でかなり急速に進んだ部分もある。
- ・その日の授業が受けられないわけで、しかもバラバラとなると、学校はとても対応できないだろう。塾等に行っている子はそれでいいかもしれないが、そうでない子も沢山いると思う。

○学校の行事予定について

- ・学校行事が組めなくなるのではないか。遠足なり修学旅行なりという行事計画はどうなるのか。ならば、一律に決めてしまった方が楽だろうか。
- ・懸念は、学校行事との整合性という部分に対してだ。例えば行事予定表に載っていない卒業アルバムの写真撮影等、学校側からの行事の開示がきちんと行き渡るようにすることが必須になるのではないか。

○その他

- ・子どもがこんなことはやりたくない等の理由で休みを取る可能性が出てくるかもしれない。親に合わせての休みというのは、果たして本当に親の意なのか。子ども主体になって動いてしまわないだろうか。
- ・いろんな家庭があって、いろんな問題があるけれど、それを考え出すともう止めようということになってしまう。どうしたらできるかという視点に立てば、何か方法はあるかもしれない。
- ・有給休暇を年間5日は必ず取得しなければいけないという法令が出ているので、親の立場からも有給が取りやすくなる。また、サービス業に就かれている家庭は夏休みしか子どもと遊べないと常に言われているので、休みが土日ではない方たちにとっても非常にいい。多様な働き方という部分に関して理にかなっている。コロナの懸念で土日はどこにも行けないという家庭では、平日なら行けるといいうように振り変えて考えられる。そういう考えからもいいと思う。

教 育 長:	いろいろ課題があると思いますが、こんなことを委員の方がおっしゃったなど頭に入れておきたいと思います。今後またご意見を伺おうと思います。ありがとうございます。
そ の 他	
教 育 長:	何かありますか。
事 務 局:	ありません。
閉 会	
教 育 長:	これもちまして、5月定例教育委員会を終了（11：22）させていただきます。

【次回開催】 定例教育委員会 6月27日（火）10時 401会議室